

令和7年度 第2回（第33回）四国中央市子ども・子育て会議 議事要旨

- 日 時 令和8年2月27日（金） 13:30～15:00
- 場 所 本庁舎5階 大会議室

○ 委員出席状況

【出席】

委員長	宮崎 さゆり	(四国中央市民生児童委員協議会)
委員	大西 誠治	(市民公募)
委員	中西 かふみ	(NPO法人ふれあい)
委員	土肥 義紹	(学校法人金生幼稚園理事長)
委員	藤本 多美栄	(四国中央市立中曾根保育園長)
委員	藤枝 俊之	(病後児保育ルーム エミリア)
委員	藤川 美江	(育児サークル「リトル☆スター」)
委員	近藤 望	(市PTA連合会)
委員	藤中 美咲	(三島東幼稚園PTA副会長)
委員	星川 隆志	(四国中央市社会福祉協議会事務局長)
委員	脇 元子	(四国中央市子ども若者発達支援センター長)

【欠席】

副委員長	三宅 彩香	(あやか助産院)
委員	高橋 紀子	(市民公募)
委員	中田 信也	(四国中央地区労働者福祉協議会)
委員	永尾 周三	(四国中央市立北中学校長)

【事務局】

福祉部長	合田
こども家庭課長	鈴木
保育幼稚園課長	井川
こども家庭課	鈴木、木元、近藤
保育幼稚園課	高橋、篠原

【傍聴者】

0名

○ 次第

1. 開会
2. 部長あいさつ

### 3. 議事

- (1) 「特定乳児等通園支援事業者（こども誰でも通園制度）」の確認について
- (2) 利用定員の変更について
- (3) その他

### 4. 閉会

#### ○ 議事内容

##### 【議 事】

- (1) 「特定乳児等通園支援事業者（こども誰でも通園制度）」の確認について

〔事務局〕 特定乳児等通園支援事業は、公立園である中曽根保育園で令和8年4月より開始することとしました。対象は、0～2歳児とし、中曽根保育園内の乳児室及びほふく室、遊戯室等を利用し在園児が利用する部屋とは独立した専用室での実施となる予定です。

〔委員長〕 質問や意見を伺いたい。

( 質問・意見 )

〔委 員〕 1人当たり月何時間利用可能なのか。

〔事務局〕 月10時間利用可能であり、利用時は専用システムにおいて予約を行っていただくようになります。

〔委 員〕 例えば、午前10時～午後2時まで利用というような午前から午後にまたがる利用は可能なのか。

〔事務局〕 中曽根保育園では、昼食提供を行わないため、必ず午前か午後のどちらかの利用としていただく予定です。

- (2) 利用定員の変更について

〔事務局〕 来年度より既存施設における利用定員を変更及び廃止とするため、当会議における法定の掌握事項ではありませんが、子どもの保育・教育の受皿に関わることであるため、当会議に報告させていただきます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、利用定員を94名減及び幼稚園2園を廃止とさせていただきます。よって、令和8年4月1日時点における確保量は令和7年度に比べ244名減の2,547名となります。

〔委員長〕 質問や意見を伺いたい。

( 質問・意見 )

〔委 員〕 利用定員減による待機児童は発生しないという認識でよろしいか。

〔事務局〕 お見込みのとおりです。

〔委 員〕 よく周りで、「園に入れなかった。」「園の申込に落ちた。」といった声を聞くが、待機児童が発生していないのであればどうしてそういったことになるのか。

〔委 員〕 保護者のなかには、園の特色や方針を見て、子どもをここに行かせたいと思う方もいる。しかし、その希望の園も定員があり、入れない場合があるので、そういった方が言っているのではないか。

[事務局] 希望の園に入れなかったため入園できるのを待つ方を空き待ち児童と言っているが、そういった方は一定数いらっしゃいます。しかし、その希望する園以外で定員にまだ余裕があり、受け入れ可能な園もあり、そういった人数も見込んだ利用定員としています。

### (3) その他

・在宅子育て応援手当（通称：ほっこりん手当）事業について

[事務局] 令和8年1月より「在宅子育て応援手当（通称：ほっこりん手当）事業」を開始しました。この事業は、保育所等を利用せず家庭で養育している方で、育児休業給付金（育休手当）をもらっていない方が対象となり、月額2万円を電子マネーにより支給するものです。

[委員長] 質問や意見を伺いたい。

（ 質問・意見 ）

[委員] 対象者は何人くらいの予定か。

[事務局] 育児休業給付金（育休手当）をもらっていない方がどのくらいいらっしゃるのかわからないため正確ではないが、約300名ほどを見込んでいます。

[委員] 何を目的に始めた事業なのか。

[事務局] 親と子どもの愛着形成や子どもの健全な育成を促進することを目的としており、ある一定の年齢までは在宅で子どもを育てたいと望んでいる方を支援するために開始しました。

・こども家庭センターの設置について

[事務局] 令和7年4月にこども家庭課内に「家庭センター」を設置しました。すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉が一体となり相談支援を行うことを目的に、専門職員が切れ目のない相談・支援を行っています。また、それぞれの家庭の悩みや相談内容に合わせたケアプランを作成することを特色としており、多くの支援機関とつながりながら相談支援を行っています。

[委員長] 質問や意見を伺いたい。

（ 質問・意見 ）

[委員] 行政には多くの相談機関があるが、どこに相談すればいいのかわからないことが多い。周りに困っている人がいる場合や虐待が疑われる場合等、どこに連絡すればいいのか。

[事務局] まずは、こども家庭センターに連絡してください。そこから、内容によって他機関へも繋いでいきます。

[委員] 困ってこども家庭センターに相談に行き解決したあと、違う問題が発生した場合は、またこども家庭センターに相談することになるのか。

[事務局] どの相談も多くのことが複雑に絡み合っていることが多く、すぐに解決となることはあまりありません。そのため、長期間にわたり経過等を見ながら関わっていくようになるため、再度相談する必要はありません。

[委員] 教育委員会等とも連携は取れているのか。

[事務局] 小・中学校や高校にも状況を確認することがあるので、連携は取れています。